

## 沼田市電子感謝券利用規約

沼田市電子感謝券利用規約（以下「本規約」といいます。）は、沼田市（以下「発行者」といいます。）が、株式会社トラストバンク（以下「TB」といいます。）の提供するシステムを利用して発行する沼田市電子感謝券の利用に関し、本規約の内容に同意のうえ感謝券の発行を受け、感謝券を利用する個人（以下「ユーザー」といいます。）の遵守事項並びに発行者及びユーザーの権利義務関係を定めるものです。沼田市電子感謝券を利用する方は、本規約及び本システム利用規約に同意の上で、沼田市電子感謝券を利用するものとしてします。

（定義）

第1条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「アプリ型」とは、発行者が発行する感謝券の発行形態のうち、本アプリ（ユーザー）上のQRコードと紐づく形で本QR決済システム上に感謝券のポイントが登録され、当該本アプリ（ユーザー）上のQRコードの提示を受けた加盟店がQRコードを読み取ることにより登録されたポイントの利用が可能となる形態をいいます。
- (2) 「カード型」とは、発行者が発行する感謝券の発行形態のうち、本カード上のQRコードと紐づく形で本QR決済システム上に感謝券のポイントが登録され、当該本カードの提示を受けた加盟店がQRコードを読み取ることにより登録されたポイントの利用が可能となる形態をいいます。
- (3) 「加盟店」とは、発行者から認定を受け、ユーザーとの間で自己が指定した対象商品等について感謝券利用取引を行う個人又は法人をいいます。
- (4) 「対象商品等」とは、加盟店が感謝券の一定のポイントと引き換えにユーザーに提供するものとして、発行者が指定した商品又はサービスをいいます。
- (5) 「感謝券」とは、発行者が、本システムを通じて、ユーザーに対して発行し、電磁的方法により記録されるポイントであって、ユーザーが加盟店において感謝券利用取引の決済に利用することができるものをいい、別表に定める条件が適用されるものをいいます。
- (6) 「感謝券利用取引」とは、ユーザーが、加盟店において、発行者から発行を受けた感謝券のポイントと引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- (7) 「本アプリ（加盟店）」とは、加盟店が感謝券による決済、同決済情報の確認の目

的に加盟店の情報端末上において利用する、T Bが開発し加盟店に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。

(8) 「本アプリ（発行者）」とは、発行者が感謝券の発行、管理等の目的で発行者の情報端末上において利用する、T Bが開発し発行者に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。

(9) 「本アプリ（ユーザー）」とは、ユーザーが感謝券の発行を受け、利用する目的でユーザーの情報端末上において利用する、T Bが開発しユーザーに提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。

(10) 「c h i i c a サイト」とは、T Bが運営管理する「c h i i c a」という名称の感謝券に関するサイトをいいます。

(11) 「本カード」とは、感謝券のポイントの発行、利用のために発行者がユーザーに対し交付する、QRコードが掲載されているカードをいいます。

(12) 「本QR決済システム」とは、T Bが運営管理する感謝券の利用のためのQRコード決済用のシステムをいいます。

(13) 「ユーザー」とは、本規約の内容に同意のうえ感謝券の発行を受け、感謝券を利用する個人をいいます。

(14) 「個人情報」とは、感謝券の発行又は利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。

(15) 「本システム利用規約」とは、別途、T Bが定める「c h i i c a アプリ等ユーザー利用規約」をいいます。

（感謝券の発行）

第2条 感謝券は、発行者に対するふるさと納税の返礼品であり、ユーザーは発行者への寄附手続を行うことによつてのみ感謝券の発行を受けることができます。

2 発行者は、ユーザーが感謝券を返礼品として実施したふるさと納税に係る寄附金の決済完了後、速やかに感謝券を発行します。

3 発行された感謝券は、T Bの提供するウェブサイト「ふるさとチョイス」のマイページ又はアプリケーション「ふるさとチョイス電子感謝券アプリ」（以下総称して「マイページ等」といいます。）上に発行者が指定する方法により表示されます。

(感謝券の利用)

第3条 ユーザーは、以下のいずれかの方法により、感謝券を、加盟店との間の感謝券利用取引の決済に使用することができるものとします。

(1) ユーザーが、本アプリ（ユーザー）上に表示されるQRコードを加盟店に提示し、加盟店が、本アプリ（加盟店）を使用して当該QRコードを読み取り、当該決済においてユーザーが使用を希望する感謝券のポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本QR決済システム上自動的に減算される方法

(2) ユーザーが、本アプリ（ユーザー）を使用して加盟店に置かれたQRコードを読み取り、当該決済においてユーザーが使用を希望する感謝券のポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本QR決済システム上自動的に減算される方法

2 感謝券利用取引において、感謝券のポイントが不足した場合、ユーザーは、不足分について発行者へふるさと納税の寄附手続を行い、新たに感謝券を取得の上利用するか、又は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができます。なお、ユーザーは、マイページ等で、感謝券のポイント使用状況を確認することができるものとします。

3 ユーザーは、事前にQRコード等をキャプチャした画像、その他本アプリ（ユーザー）及びそれに表示されるQRコードの複製物を提示する形での感謝券を利用することはできません。

4 感謝券の発行に要する、ユーザーの携帯電話の通信料・接続料等はユーザーが負担するものとします。

(感謝券利用取引の取消し等)

第4条 ユーザーは、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行った感謝券利用取引を取消し、又は解除することができないものとします。

2 感謝券利用取引が取消され又は解除等された場合、感謝券利用取引において利用された電子感謝券のポイントは、マイページ等を通じて、加盟店及び発行者からユーザーに返還されるものとします。

(払戻し)

第5条 ユーザーは、感謝券の発行を受けた後は、感謝券の利用の中止等を理由として払戻しを受けることはできません。ただし、発行者の帰責事由により、感謝券の利用が長期間にわたり困難となる場合にはこの限りではありません。

(ユーザーの義務)

第6条 ユーザーは、本アプリ（ユーザー）、本カード、及びこれらにより表示されるQRコード並びに感謝券を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとします。

2 ユーザーは、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本アプリ（ユーザー）、本カード、及びこれらにより表示されるQRコード並びに感謝券を複製し、改変し、公衆送信すること
- (2) 本アプリ（ユーザー）、本カード、及びこれらにより表示されるQRコード並びに感謝券を偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により利用すること
- (3) 違法又は公序良俗に反する目的で感謝券の発行を受け、又は感謝券利用取引を行うこと
- (4) 申込みに際し、発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること
- (5) その他本規約に反すること

3 前項に規定するほか、感謝券を不正に利用する行為（ユーザーその他発行者が不適切と判断する行為）をユーザーが行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者及び加盟店は、ユーザーによる感謝券の利用を認めない場合があります。また、ユーザーが前2項に違反し、本カードを紛失し、その他の理由により感謝券を第三者に利用されるなどして失った場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとします。

4 ユーザーは、本規約に違反したことにより発行者又は加盟店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。

5 発行者は、本条に基づき実施した措置に基づきユーザーに損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

(有効期間)

第7条 感謝券の有効期間は、別表に定める期間とします。

(個人情報等の取扱い)

第8条 発行者は、感謝券の発行又は利用にあたり収集された個人情報を、次の目的のみ使用します。

- (1) 感謝券の運営及びサービスの提供
- (2) サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析

- (3) 電子メール等の通知手段による情報発信
- (4) ユーザーからのお問い合わせ等に対する適切な対応
- (5) 個人を特定できない形の統計情報として使用
- (6) その他上記各使用目的に準ずるか、これらに密接に関連すること

2 ユーザーは、発行者が本規約に規定する事項に係る業務を発行者が指定する第三者に委託する場合において、発行者及び受託者が必要な措置を講じた上で、個人情報を受託者に提供し、受託者が委託業務の範囲内で個人情報を使用することについて同意するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第9条 ユーザーは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること
- (2) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (4) 自らが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 ユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 発行者は、ユーザーが前2項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、ユーザーの保有する感謝券の残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説

明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因してユーザーに損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4 前項の場合、当該ユーザーの保有する感謝券残高は失効するものとし、この場合において、発行者は、払戻しは行いません。

(利用中止)

第10条 発行者及び加盟店は、次の各号に掲げる事由があると判断した場合には、ユーザーに対し事前に通知することなく、感謝券の発行及び感謝券利用取引の全部又は一部を停止又は中止することがあります。この場合において、ユーザーは、感謝券の全部又は一部を利用することができません。

(1) 発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、災害又は事変等やむを得ない事由により、本QR決済システムを利用することができない場合

(2) システムの保守・点検等により、本QR決済システムを停止する必要がある場合

(3) ユーザーが本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合

(4) ユーザーが感謝券を違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合

(5) 感謝券の利用状況に照らし、ユーザーとして不適格であると認められる場合

2 発行者及び加盟店は、本条に基づき実施した措置に基づきユーザーに損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

(本規約の変更)

第11条 発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、ユーザーに当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、ユーザーが感謝券を利用した場合には、ユーザーは、本規約の変更に同意したものとみなします。

(権利義務の譲渡等)

第12条 ユーザーは、発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

(感謝券の発行及び管理に関する業務の終了)

第13条 発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上

の判断等の理由により、感謝券の発行及び管理に関する業務の全部又は一部を終了することがあります。この場合、所定のウェブサイト等において掲載することによりユーザーに周知する措置を講じます。

(分離可能性)

第14条 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

(連絡又は通知の方法)

第15条 本規約の変更に関する通知その他発行者からユーザーに対する連絡又は通知は、本アプリ（ユーザー）又はchiiicaサイト上の適宜の場所への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第16条 本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

本規約は、令和3年4月1日施行とします。

## 別表

## [電子感謝券]概要

1	発行開始日	令和3年6月3日
2	発行期間	令和3年6月3日から／発行期間の末日は未定
3	有効期間	(1)ユーザーが電子感謝券の発行を受けた日(以下「発行日」といいます。)から2年間とします。 (2)ユーザーが電子感謝券の追加発行を受けた場合、前項を適用するにあたり、発行日は、ユーザーが最後に電子感謝券を受けた日をいいます。
4	発行限度額	発行上限額：定めない
5	加盟店及び利用可能エリア	沼田市所在の加盟店とします。 ただし、その時々において利用可能な加盟店に関する情報は沼田市ホームページに掲載します。
6	発行方法	寄附サイト又は本アプリ(ユーザー)を通じて申し込む方法
7	利用条件	電子感謝券利用取引において、電子感謝券のポイントが不足した場合、ユーザーは、不足分を現金その他の方法で支払うことができます。
8	払戻	電子感謝券は原則として払戻しの対象にはなりません。